

【熱中症対策のポイント】 下痢、発熱、疲労など体調の悪いときは熱中症を起こしやすいので、無理をしないようにしましょう。

あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間2012夏

◆全県下一斉の取組

町では納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2012夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

◆一人ひとりが町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりがこれまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことが必要なのです。

◆自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎ

ても納付がない場合は、

写真のような財産の滞納処分（差押え・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。

滞納処分をしないで、もよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



【上三川町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

- 納税催告…納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状催告書等の送付、自宅訪問等を行います。
- 財産調査…滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。
- 給与調査…滞納者の給与を差押えるため、勤務先に対し給与の調査を行います。
- 差押処分…不動産・預貯金や生命保険・給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先＝税務課 納税係

☎ 56 91211

犬のフンについて

最近、「自宅の敷地内に犬のフンをされて困っている」「散歩をしていても道路に犬のフンがあって汚い」という苦情が多く寄せられています。

一部の心ない飼い主のために、きちんとマナーを守って散歩させている愛犬の方達も肩身の狭い思いをしています。散歩中にフンをした時は、必ず持ち帰りましょう。



▼問い合わせ先＝

●住民生活課 生活環境係

☎ 56 91311

●栃木県動物愛護指導センター

☎ 028(684)5458